

## 第7期 雲南市農業委員会第20回総会議事録

1. 日 時 令和4年2月21日（月） 13:30～14:36

2. 場 所 市役所3階・301号室

3. 出席委員（18名）

1番 三島 輝昭	2番 板持 斉	3番 三原 治雄	5番 柳原 昌広
6番 高橋美佐子	7番 小山 益男	8番 神田 邦昭	9番 高橋 一裕
10番 新田 清	11番 川角 茂	12番 林 明夫	13番 奥田 武
14番 渡部 晴夫	15番 小田川 清	16番 吾郷 正司	17番 佐藤 博子
18番 嘉本 輝雄	19番 加藤 一郎		

4. 欠席委員（1名）

4番 堀江 広孝

5. 事務局又は説明者

統括監 熱田 勇二 局長 田部 公利 主査 白築 香 統括主幹 土江 慶彦  
主事 新田 悠葉

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第136号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第137号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第138号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第139号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第140号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第141号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>それでは、時間が参りましたので、委員の皆様、ご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長には総会の議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は、18名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第20回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1. 議事録署名委員の指名を行ないます。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、3番三原治雄委員、6番高橋美佐子委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p>日程第2. 諸報告を行ないます。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法第4条第1項第9号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について</li> <li>・農地法第3条の3の規定による届出書の受理について</li> <li>・会議等の報告事項</li> <li>・会議等の予定</li> </ul>
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上で発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、氏名を称せず議席番号のみを告げられてから発言をお願いいたします。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3. 議案の上程を行ないます。 それでは最初に、議第136号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書6ページ、議第136号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを説明します。7ページをご覧ください。図面については最初のページから掲載しています。 申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで面積は1,018㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は議案書のとおりです。非農地の事由は、相当以前から耕作しておらず竹類が繁茂し、山林原野化してしまったということです。令和4年2月1日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地証明をして問題ないと考えます。以上、報告いたします。ご審議についてよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。 (補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第136号についての説明をおわります。次に、質疑はございま</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>せんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第136号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第136号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第137号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書8ページ、議第137号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを説明します。9ページをご覧ください。図面については5ページから掲載しています。今回非農地通知に係る調査を実施した地区は、〇〇町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇町〇〇、〇〇町〇〇地区です。</p> <p>番号1番と2番、〇〇町〇〇地区については、地目は田2筆で関係者は1名、合計面積は2,170㎡です。令和4年1月25日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号3番から7番、〇〇町〇〇地区については、地目は田5筆で関係者は1名、合計面積は9,679㎡です。令和4年1月27日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号8番、〇〇町〇〇地区については、地目は畑1筆で関係者は1名、面積は65㎡です。令和4年2月3日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号9番から14番、〇〇町〇〇地区については、地目は田4筆、畑2筆の合計6筆で関係者は1名、合計面積は5,477㎡です。令和4年2月3日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号15番から24番、〇〇町〇〇地区については、地目は田1筆、畑9筆の合計10筆で関係者は1名、合計面積は4,334㎡です。令和4年2月2日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>すべての地区の合計は、地目が田12筆、畑12筆の合計24筆、関係者は5名で合計面積は21,725㎡です。非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間の耕作放棄と自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考えます。以上、報告いたします。ご審議についてよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第137号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	(無しの声あり) 無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。
議 長	(無しの声あり) 討論を終わります。お諮りいたします。議第137号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することにご異議ございませんか。
議 長	(無しの声あり) 異議なしと認めます。よって、議第137号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することに決定をいたしました。
議 長	次に、議第138号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書11ページ、議第138号農地法第3条の規定による許可申請についてを説明します。今月は1件の申請が出ております。議案書12ページをご覧ください。図面資料は18ページからです。 申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書の通りで、申請面積は41㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は、過去に祖父が売買していたが未申請であった。譲受の申請事由は、過去に父が売買していたが未申請であったということです。申請地は15年以上前に譲渡人のおじいさんと譲受人のお父さんとの間で売買がされていたようです。しかし、農地法の許可を得ていなかったことがわかり、今回改めて申請をされました。確認委員は議案書の通りです。 以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるものと見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、ご審議の程をよろしくお願いします。
議 長	ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。 (補足説明なし)
議 長	無いようですので、議第138号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。
議 長	(無しの声あり) 質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。
議 長	(無しの声あり) 討論を終わります。お諮りいたします。議第138号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
議 長	(無しの声あり) 異議なしと認めます。よって、議第138号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。

発信者	議 事 録 要 旨
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、議第139号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書13ページ、議第139号農地法第4条の規定による許可申請について提出のあった案件について説明をいたします。14ページをご覧ください。図面は、21ページから掲載しています。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は677㎡です。申請人は、議案書のとおりで、転用目的は一般個人住宅で住宅1棟を建築されます。転用理由は申請地に住宅を建築したいとのことです。始末書が提出されており農地法の認識不足により昭和47年頃に住宅を建築してしまったとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第6項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合の代替性なしに該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は111㎡です。申請人は、議案書のとおりで、転用目的は駐車場で自家用駐車場を整備されます。転用理由は現在町外の借り家住まいであるが、帰郷するにあたり申請地を自家用と来客用駐車場として利用したいとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は30㎡です。申請人は、議案書のとおりで、転用目的は宅地進入路を整備されます。転用理由は車椅子を利用しているが宅地への進入路が狭く車の乗降がたいへん不便であるため進入路を拡張したいとのことです。始末書が提出されており、農地法の認識不足により平成2年頃に宅地進入路を整備してしまったとのことです。令和4年1月21日に農用地区域除外の事前了承となり、確認委員は議案書のとおりです。農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。本件については、農用地区域除外が事前了承されたことにとどまるため、審議は許可相当とし、後日、農用地区域除外が正式に公告決定された後に、会長専決により許可となります。以上報告いたします。ご審議についてよろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p> <p>6 番</p> <p>議 長</p> <p>6 番</p>	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>はい</p> <p>はい。どうぞ。</p> <p>6番です。申請番号1番の案件ですが、聞き取り調査をしました。その際、申請に至る理由として、申請人は現在市外で仕事の事務所を構えており、自宅に事務所を移す計画だそうです。この申請地が昭和47年に所有者の祖父が前母屋を移転するために田を埋め立てて自宅を建築されたようです。顛末書が出ておりますので、読み上げます。今回、農地転用申請します土地は昭和47年頃に農地法の許可を受けずに造成してしまい、現在に至っております。当時、農地法について十分な知識が無かったとはいえ、無断転用したことについて深く反省し、お詫び申し上げます。今後は、農地法を遵守しますので、今回の申請につきましては何卒よろしくお取り計らいの程をお願い申し上げますと顛末書が出されております。聞き取り調査の際、事務所を違うところでやっていると、事務所の賃貸料が</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 5 番	<p>高いということで、自宅に移せば安くできるということであり、事務所と作業場と自宅兼ということで建築したいと話しておられました。ご審議をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>他に補足説明はございませんか。</p>
議 長 5 番	<p>はい</p>
議 長 5 番	<p>はい。どうぞ。</p> <p>5 番です。申請番号 3 番の案件ですが、始末書が出されており、聞き取り調査を推進委員で行っていただいておりますので、報告いたします。申請に至る経緯は、申請地が農地ではないかとの指摘があり、土地家屋調査士に手続きを依頼されたようです。転用目的は、車椅子を利用しているため、道路に車を停車して乗降しているが、乗降場所が狭く不自由であり駐車場として使ったということでもあります。いつ頃から使用していたかということは、平成 2 年からだそうです。最後のその他総会で報告する情報などについては、申請者も農地であるという認識に欠けていて、申し訳ないとお詫びがあったそうです。始末書が出ているので読み上げます。4 条の許可申請をするにあたり、当申請地は畑であります、平成 2 年に宅地進入路の延長で整備をし、現在まで利用しております。身体が不自由なため、整備は急務でありやむを得ずのことでありましたが、農地法の認識不足で事後申請となりましたことを深くお詫びいたします。今後はこういったことが無いように万全を期して臨むことをお誓いいたしますとして出されております。ご審議の程をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はございませんか。</p>
議 長	<p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第 1 3 9 号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第 1 3 9 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、はじめに、本案件のうち申請番号 1 番と 2 番を申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第 1 3 9 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番と 2 番の案件は申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、本案件のうち、申請番号 3 番の案件は、農用地除外の事前了承にともなう申請であります。よって、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第 1 3 9 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、申請番号 3 番の案件は申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、県知事の同意が得られた場合は、会長専決により許可の決定をいたします。</p>
議 長	<p>次に、議第 1 4 0 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>議案書15ページ、議第140号農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。議案書16ページをご覧ください。図面については37ページから掲載しております。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は60㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は自家用駐車場を整備されます。転用理由は、購入する宅地に駐車スペースが1台しかないため申請地を取得し駐車場としたいとのことです。委員は議案書の通りです。農地区分は、都市計画区域内の第1種住居地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能です。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の2筆です。申請面積は合計209㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は物置1棟27㎡を整備されます。転用理由は、自宅が狭く不便なため申請地に物置を設置したいとのことです。図面資料43ページをご覧ください。〇〇番〇、〇〇番〇、△の土地については令和3年12月の総会で5条の所有権移転の転用許可があった土地です。土地所有者の名前が本案件の譲渡人のままになっていますが、これは所有権移転の登記手続きがまだ終わっていないためです。今後手続きが進められましたら譲受人の名義に変更となります。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合に該当し、代替性なしであると考えます。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は161㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は賃貸借で、貸付人、借受人は議案書の通りです。転用目的は駐車場で店舗用の駐車場を整備されます。転用理由は、店舗の移転に併せ移転先の近くにある当該申請地を借受け駐車場として利用したいとのことです。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分及び許可条項は申請番号2番に同じです。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇の2筆です。申請面積は合計345㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は一般個人住宅で住宅1棟133.32㎡を建築されます。転用理由は、現在、賃貸住宅に居住しているが、申請地へ住宅を新築したいとのことです。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分および許可条項は申請番号2番と同じです。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は457㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は店舗敷地として整備されます。転用理由は店舗敷地の一部が公共事業道路用地となるため、その代替地として利用したいとのことです。農用地区域外で、土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分は、都市計画区域内の近隣商業地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能です。</p> <p>申請番号6番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は97㎡、地目は議案書の通りです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は貸駐車場を整備されます。転用理由は、貸駐車場として使用したいということです。始末書が提出されており、農地法の認識不足により以前から貸駐車場として利用してしまったとのことです。この駐車場を借りられる方は、以前からこの場所を駐車場として利用していた方です。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分および許可条項は申請番号5番と同じです。</p> <p>申請番号7番、〇〇町〇〇の3筆です。申請面積は合計3, 138㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は賃貸借で、貸付人、借受人は議案書の通りです。転用目的は残土処理場の進入路と残土仮置場を整備されます。転用理由は、建設工事用残土処理場の土砂搬入路及び仮置場として利用したいということです。農用地区域内で土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分は農用地区域内で、許可条項は農地法施行令第11条第1項に定める一時的な利用に供するためのものであり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれのないものに該当する一時利用と判断しました。</p> <p>申請番号8番、〇〇町〇〇の3筆です。申請面積は合計2, 340㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は賃貸借で、貸付人、借受人は議案書の通りです。転用目的は残土処理場を整備されます。転用理由は、建設工事用残土処理場として利用したいということです。農用地区域内で土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分及び許可条項は申請番号7番と同じです。なお、申請番号7番と8番は、3, 000㎡を超える農地転用の案件であることから島根県農業会議設置の常設審議委員会諮問案件となります。審議委員会で審議され、許可を適当と認められた後に会長専決により許可となります。以上報告します。ご審議についてよろしくお願ひします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>17番 はい</p> <p>17番 はい。どうぞ。</p> <p>17番 17番です。申請番号6番について聞き取り調査をしておりますので報告いたします。地図は64ページをお開き下さい。この場所は、〇〇町の市街地の中にあります。この度、申請地を譲渡される際に農地であると判明しました。平成7年頃に、申請地の左上にある〇〇さんがトラックを購入されて駐車場が必要となり、当時申請者の親族が申請地を〇〇さんへ駐車場として貸してあげられ、そのまま駐車場として現在に至っているということです。始末書が出ております。該当地は親族が所有していた時から賃貸し、駐車場として利用されていきました。農地法の趣旨や制度を承知しないまま、現在の不適切な使用状況に至っている次第です。現在使われている駐車場をそのままに、改めて正しい手続きをおこない引き続き現在の駐車場として所有権移転をしたく、申請につきまして何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げますという始末書でございます。ご審議をよろしくお願ひいたします。</p> <p>16番 他に補足説明はございませんか。</p> <p>16番 はい</p> <p>16番 はい。どうぞ。</p> <p>16番 16番です。申請番号7番と8番を説明いたします。現在、賃借人は建設業をされて</p>



発信者	議 事 録 要 旨
	<p>おり、継続して申請地を利用したいということで5条を申請されました。この件については、聞き取り調査をしておりますので報告します。状況聞き取りシートとしてまとめられておりますのでこの項目に沿って説明いたします。聞き取り実施日は令和4年2月15日の土曜日で14時30分から15時30分の1時間程度行いました。転用事業者及び対象地は申請番号7番と8番に記載のとおりです。申請に至る経過は、平成29年から残土処理場として利用しており、継続して利用したいので今回の申請に至ったようです。転用目的は建設工事などで発生する残土処理場が無い場合申請地を利用するというので、前回の利用期間が切れたため、再度、継続して利用するための申請です。周囲へ与える影響ですが、申請地の周辺は民家等が密集している場所ではなく、また、工事中は土砂の流出等が無いように水路の設置、併せて埋立法面には人工芝を布設し土砂の流出に悪影響を及ぼさないようにする計画となっています。申請地を選定した理由として、農道から大型車の搬入が容易で交通の便がよいということです。その他、現地を確認しましたところ、コンクリート片、アスファルト片、木材等などの建設廃材は捨てられておらず、残土のみの搬入となっているように見受けました。以上が聞き取り内容でした。ご審議の程をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はありますか。 (補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第140号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第140号農地法第5条の規定による許可申請について、本案件のうち、申請番号1番から6番までの案件を申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第140号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号1番から6番までの案件は、申請のとおり許可することに決定をいたしました。 次に、本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号7番と8番の案件は、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第140号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号7番と8番の案件は、申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可の決定をいたします。</p>
議 長	<p>次に、議第141号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>議案書19ページ、議第141号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてをご説明いたします。議案書20ページをご覧ください。今回は設定件数48件。内訳は〇〇町12件、〇〇町21件、〇〇町8件、〇〇町2件、〇〇町5件で、そのうち〇〇町1件はしまね農業振興公社が介在する一括方式による転貸となります。借り受け戸数は21戸となっております。</p> <p>この全ての計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることの要件を満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。利用権賃借と利用権一括方式の資料に分けておりますので、協議の際にはご注意ください。また、議事参与の制限に該当する〇〇町、〇〇町の案件がございますので、協議の際にはご配慮願ひたいと思います。あの時計で、14時25分まで、暫時休憩としますので、ご協議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">..... (休憩) .....</p>
議 長	<p>会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。初めに、議事参与の制限に該当する申請番号28番と37番から41番の6件を除く案件について、〇〇町よりお願いします。</p>
7 番	<p>はい、7番です。〇〇町は12件ございました。この内3件は新規であり、この設定を受けられる方は、今は代表を変われたようですが、法人を作って取り組んでおられた方でしたが今回は個人で利用権を受けるということで、意欲的に取り組んでおられる方ですので問題はないと判断いたしました。他の再設定9件と併せて適当と判断いたしましたのでよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。</p>
9 番	<p>はい、9番です。25ページの13番をご覧ください。この方は新規でございますが、利用権を受ける方の経営面積が0aとなっております。昨年、この方のお父さんが亡くなられて、農地法第3条の3の規定により8月に届出がされ、5,157㎡の相続を受けておられます。これまで、お父さんと一緒に農業をしてこられた方ですので、問題ないと判断いたしました。14番と15番については、新規でもありますが、受け手が過去から利用権の設定を受けて広く農業をされている方であり問題ないと判断しました。16番から25番までの新規と再設定ですが、受け手が法人であり問題ないと思います。それから26番ですが、再設定であり問題ないと考えます。また、一括方式の38ページからの関係分ですが、全てを法人が受けるということであり、42番から47番までも問題ないと判断しました。よろしくご審議をお願ひいたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。</p>
13 番	<p>はい、13番です。30ページの27番からです。27番は再設定であり問題ないと思われます。31ページ29番については再設定、それから30番から33番までは新規ではありますが、新たに認定農業者となられた方ですので問題ないと思います。34番ですが、受け手は貸し人の近くの方であり問題ないと考えます。以上よろしくお願ひいたします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 1 1 番	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。</p> <p>はい、11番です。35番と36番の件につきましては、再設定であり問題ないと判断いたしました。ご審議の程をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。 (無しの声 あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声 あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第141号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する申請番号28番と37番から41番の6件を除く案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。 (異議なし の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第141号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する申請番号28番と37番から41番の6件を除く案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定をいたしました。</p> <p>次に、議事参与の制限に該当する案件について審議いたします。</p> <p>まず、初めに〇〇町分の申請番号28番の案件です。雲南市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により、5番委員には、ご退席願います。 (5番委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、申請番号28番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より、発表していただきます。</p>
1 3 番	<p>はい、13番です。28番の案件ですが、新規ですけれども認定農業者としての相当の実績があり、妥当と判断いたします。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。 (無しの声 あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声 あり)</p> <p>討論を終わります。お諮りいたします。議第141号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号28番の案件は、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。 (無しの声 あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第141号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号28番の案件は、申請のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p> <p>5番委員にはご着席願います。 (5番委員 着席)</p>
議 長	<p>次に、〇〇町分の申請番号37番から41番の案件です。議事参与の制限により、8番委員には、ご退席願います。 (8番委員 退席)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	それでは、申請番号37番から41番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より、発表させていただきます。
16番	はい、16番です。37番から41番の案件ですが、いずれも再設定となっています。また、受け手は農事組合法人であり問題ないと考えます。よろしく願いいたします。
議 長	ただ今、協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。 (無しの声 あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声 あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第141号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号37番から41番の案件は、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。 (無しの声 あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第141号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号37番から41番の案件は、申請のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。 8番委員にはご着席願います。 (8番委員 着席)
議 長	以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。
事務局	ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。(14:36終了)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員